表　　題	あなたを葬るのは誰？ -超高齢・少子社会の不安- 死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言		
著　　者	髙見 晴彦		
作 成 日	2017年6月18日	最終更新	2017年6月18日

日本基督教団甲東教会 ヨルダン会修養会 原稿

2017年6月18日 甲東教会

よろしくお願いします。本日はお題を２ついただいております。ひとつ目は「あなたを葬るのは誰？ -超高齢・少子社会の不安-」、ふたつつ目は「死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言」となっております。ではひとつ目の話から参りましょう。

『あなたを葬るのは誰？ -超高齢・少子社会の不安-』

さっそくですが、この人は誰でしょう？顔は知らなくても名前を知らない人はほとんどいないと思いますが、室町時代の僧侶で、とんち話で有名な一休宗純和尚（臨済宗大徳寺派）です。数々の逸話を遺している一休和尚ですが、そのひとつにこんな話があります。ある檀家さんが、正月でしょうか、何かしらめでたい日だったので、一休和尚に「和尚様、何かめでたい御言葉をください」とお願いしました。すると一休和尚、それに応えてこう言いました。「親が死ぬ、子が死ぬ、孫が死ぬ」。檀家さんは驚いて、「いやいや和尚様、めでたい言葉をお願いしたのに、そんなに死ぬ死ぬと言って、いったい何がめでたいんですか」と文句を言うと、一休和尚はニヤッと笑って、「ではお前さんは、孫が死んで、その後に子が死んで、親が最後に死ぬというほうがいいかね。生まれた者は必ず死ぬのだから、それならば順番通りに死んでいくことがめでたいのではないかね」と答えたそうです。

この時であれば、「うまいこと言ったなぁ」で終わる話かもしれませんが、現代社会の私たちにとっては、また別の意味で考えさせられることです。というのは、年少者が先に死んで年長者が残るということは、その年長者の看取りや葬儀を誰がするか、という問題が生じるからです。もちろんこの当時であっても、こういう話が出てくる以上、子や孫が先に死ぬということはままあったのでしょうけれど、昔の葬儀は当然に町村の人々、近隣のコミュニティで行われていましたので、こういった問題はあまり重要ではなかったと思われます。しかし現在では、制度的にも実体的にも、看取りや葬儀は基本的にはそれぞれの家庭の行う事柄となっていますから、子や孫などがいなければさあどうするか、という話になってくるのです。

ところで、そもそもの話として、現在の日本で、ある人が亡くなったときに、誰かが葬

儀を行わないといけないという法令上の決まりはあるのでしょうか。え！そんなの、これまでも周りの人間がなんとなくやってきたし、法令なんて聞いたことないよ、と思う方が多いと思いますが…安心してください、それが正解です。そんな法令はありません。強いて言うなら、例えば「墓地、埋葬等に関する法律」の中には、「死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない（第九条）」という定めがありますが、これにしても、いわゆる「葬儀」を行わなければならないという規定ではなく、単に死体を然るべく処理しなさいという規定に過ぎません。また近年、家の中で家族が亡くなったのにそのまま放置していて、死体遺棄（刑法第190条）の容疑で逮捕されるという事件がままありますが、これにしても、問題になっているのは死体を放置したことであって、いわゆる「葬儀」をしなかったことではありません。

なぜ、こんな重要なことが法令で決まっていないのかと思われるかもしれませんが、仮に法令で誰かが葬儀を行うことを定めたとすれば、同時に法令上の葬儀とは何か、何を行えば葬儀で、またそれ以外のものは葬儀ではないのか、という問題が生じることにもなります。これは今日の後半の話題にも関わってくることですが、葬儀のあり方はこの狭い日本だけを見ても、地域によっても、個々人によってもさまざまですから、「あなたのそれは葬儀で、あなたのそれは葬儀ではありません」などとは、簡単に言えることではないために、それを法令で定めることは無理がある、というのが大きな理由でしょう。

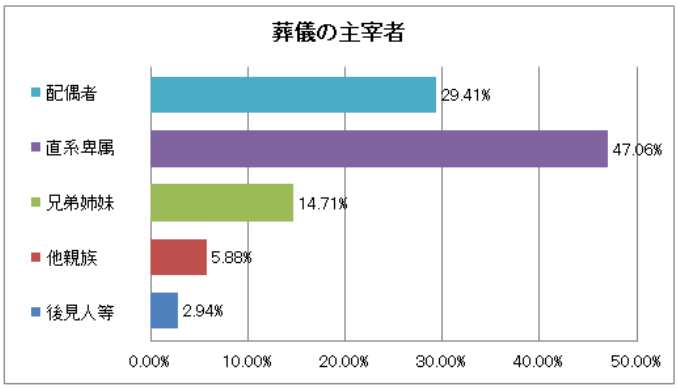

ではそういった中で現在、葬儀を行う際にそれを中心になって営む人、これを葬儀の主宰者という言い方をしますが、主宰者は亡くなった人からしてどのような関係にあるのでしょうか。全国的な統計が見当たりませんので卑近な例で申し訳ありませんが、このグラフは、昨年2016年の１年間に、我が社で取り扱った葬儀のうち、プロテスタントの様式で行われた葬儀の、亡くなった方から見た主宰者の関係です。まず配偶者が約３割、次に直系卑属、つまり子や孫などですが、これが約５割です。そして兄弟姉妹が１割５分、他親族、これはほとんどが甥や姪という関係で、たまに配偶者の兄弟姉妹などということもありますが、これが６分、そして親族でない後見人などが３分、となっています。ちなみに昨年は直系尊属、つまり親や祖

父母が主宰者となったケースはありませんでしたが、今年はもうすでに生じています。

さてこの数字だけを見ると、親族でないのはこの後見人等だけですから、なんだ、大したことないじゃないかとも思えるのですが、見方を変えると、我が社のような小さな会社であっても、少ないとはいえほぼ毎年、この区分に属するケースが生じるわけでして、割合がこの通りだとするならば、単純にいって400名規模のこの教会でしたら、全員が亡くなるまでに10件程度は、親族以外の人が葬儀を行うことになるのではないか、という計算になります。また、実はこれら親族が主宰者であったケースでも、子どものいない夫婦の片方が亡くなったとか、未婚の兄弟同士で片方が亡くなったとか、つまりは今回は大丈夫だけど、今回の主宰者が亡くなったときには葬儀を行う親族がいないかもしれない、というようなケースも含まれています。

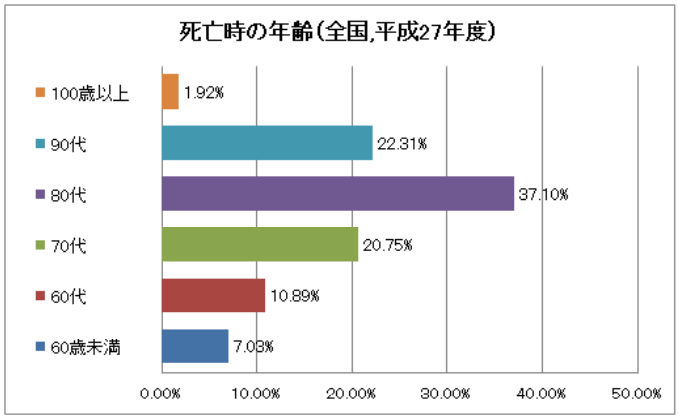

では、リスクの類型を見ていきましょう。まずは冒頭の話のように、子どもが親より先に亡くなるケースですが、これは、2015年度に全国で亡くなった方々が、何歳代で亡くなったか、というグラフです。最も多いのが80代、続いて90代、その後に70代となっていまして、70歳から99歳の合計が８割となっています。親子の年齢がだいたい25歳離れているとすると、この範囲の親が亡くなった時点での子の年齢は45歳から74歳ということになります。すると45と70ならともかく、60と85や、70と95なんていうと、子どものほうもなんとなく身体に不安が生じてきて、さてどっちが先か、なんていう心配も出てくるでしょう。このグラフも逆に見れば、69歳以下で亡くなっている方は18％程いるわけですから、それぐらいの割合には、子どもが親よりも先に亡くなる可能性がある、ということになるやもしれません。子どもが複数いるならリスクは大きくありませんが、一人っ子の場合は気になるところです。

次に、そもそも配偶者や子ども、また兄弟姉妹がいるか、という話ですが、つい先日のニュースにありましたが、2015年度における生涯未婚率、というのは50歳までに初婚がない人の割合ですが、これが男性で23%、女性で14%に達したということでした。また、昨年の出生数がとうとう100万人を切って98万人足らずにまで減少したということでしたので、ここにいらっしゃる皆さんの世代よりもむしろ、その次やさらに次の世代において、この

問題は大きくなっていくことが予想されます。

さらに、子どもがいなかったり、先に亡くなったりというだけではありません。仮に子どもが存命でも、先ほどの通り高齢化しているわけですから、入院や心身の不調などで葬儀を主宰することができないという場合もあります。また、元気な子どもがいても、すべての家庭が円満な関係を築けているわけではない、という問題もあります。先に申し上げたとおり、法令上は葬儀を行う義務が定められていませんから、親が亡くなっても関係が良好でない子が「葬儀なんてする義理はない」と、遺体の引き取りすら拒否するケースもあり得ます。他にも、経済的な問題もあります。これも先に申し上げた死体遺棄容疑の事件で、その理由が「葬儀費用が無いから」というものが度々ニュースになります。いくら葬儀の内容には決まりがないといっても、最低限度のことでもそれなりに費用がかかりますから、元気で仲の良い子どもがいたとしても、さて、その費用を負担できるかという問題が生じる場合もあるわけです。

では、こういったリスクにどう対応していけばよいのでしょうか。といっても、親より長く生きられるかなんてことは確率の問題になってきますし、家庭が円満かなどということは、対策もなにもあったもんじゃありませんが、自分の葬儀をしてくれる可能性のある人をどう増やすか、ということについては、考える余地があります。

まず、家族親族がいない場合には、当然それを増やすことが考えられるわけですが、これはもう皆さん、若い気持ちで頑張っていただく…というわけではなくて、いやそれでもいいんですが、実際難しいことも多いでしょう。そういう生物学的な話ではなくて、法的に家族を増やす制度が二つあります。婚姻と養子縁組です。特にこの養子縁組は、日本では小さい子どもをもらう場合か、再婚相手の連れ子と行うものだというイメージがありますけれど、制度としてはもっと幅広くできるものです。むしろ小さい子どもをもらうなんていうほうが、親権者の同意やら家庭環境やら難しいのですが、大人同士が縁組みするのであれば、本人たちの意思だけで可能です。これは一番カタい方法です。併せて、遺言によって祭祀承継者、というのはお墓や仏壇を引き継ぐ人のことですが、それをその人に指名しておけば、法的にはほぼ完璧です。まあ注意しないといけないのは、養子になるということは同時に相続人になるということですから、他に相続人がいるような場合には、もめないようにしたいところですけどね。

次に、婚姻や養子縁組まではハードルが高すぎるという場合には、成年後見人制度を利用するという方法もあります。これは、本人がまだ元気なうちに、自分が将来、認知症などで判断能力がなくなった時に、代わりにいろんな代理行為を行ってくれる人を指定しておく制度ですけれど、葬儀についても、その延長として行ってもらえる可能性があります。ただ実は、法律上の課題もありまして、そもそも契約関係というのは原則生きている間だけ有効なものですから、後見人契約も本人が亡くなった時点で終了するんですね。ですから、葬儀についても本来であれば後見人さんの役目ではないわけですが、かといってそれじゃあんまりなので、社会通念上相当の範囲については、まあいいんじゃないかと、これは実際には個別の事案について裁判所が決めることになるんですけど、そうして葬儀をすることもあるわけです。ただそういう事情なので、天涯孤独ならともかく、少しでも遠い親族とかがいると、後見人さんも独断では事を進められないんですね。ですから、できなくはないけれどいろんな調整がいるということになります。

そのほか、友人に頼むとか、葬儀社と生前に契約しておくなんていう方法が近頃話題になることもありますが、このあたりはもっと課題が山積みです。まずですね、死亡届が出せないんですね。亡くなったら、役所に死亡届を出して火葬の許可を受けないといけないわけですが、この届けを出せる人は、まず親族、他に先ほどの後見人や補助人・補佐人、それ以外の他人であれば同居人や、本人の住まいの家主・地主、土地や家屋の管理人でないといけません。ですから、単に頼まれただけの人では、出せないんです。これが第一のハードルですけど、他には先ほどの後見人と同様に、そもそも契約は死亡と同時に終了するのが原則ですので、死後のことについての特約が有効かどうかは議論もあるところです。また遠い親族とかがいると、後見人と違って戸籍の調査もできませんから、もっとややこしいことになるかもしれませんし、費用についても、相続人がいた場合に遺産の中から払ってくださいと言えるかどうかは判例も定まっていませんので、全く身寄りがいないことが判っていて、同居して世話をしているような状況でもなければ、今のところあまりお薦めできる方法ではありません。ただし、100%の委託はこのように難しいとしても、例えば親族はいるけれども、遠方であったり、体調が思わしくない、というような場合には、書類上の手続は親族の名前で行うけれども、葬儀社との打ち合わせや挨拶などの実務については信頼できる友人に代わってもらうなどの方法は考えられますし、教会ではむしろ行いやすいのではないでしょうか。

そして主宰者の確保に比べれば、お金が無いという問題のほうが、まだいろいろな対処

法があります。まず本当に素寒貧の場合には、生活保護制度の中に葬祭に関する制度がありますので、それを利用することも考えられます。しかしそこまで行かなくても、特に教会の特性を生かして、相互扶助によって急場を乗り切れるような環境を作っておく、ということも考えられます。要は、香典慣習の見直しです。現在、関西圏は香典辞退が多く、特にキリスト教葬儀ではほとんどと言って良いほど香典、お花料を辞退されています。しかし中には、「お金が無いから葬儀代を負けてください」と言うのに、「じゃあお花料もらったらいいじゃないですか」と言うと、「それはちょっと…」なんて言う人も実際少なくありません。あんまり周りが貰わないものだから、自分だけが貰うのは抵抗があるのかもしれません。お金があろうと無かろうと、取りあえず出す、取りあえず貰う、ということが教会の中で慣習化されていれば、取りあえずみんなその急場は凌ぎやすくなるわけです。

また香典辞退の理由として、「お返しが面倒だから」ということもよく聞かれますが、むしろ香典返しのほうが私は別に無くてもいい慣習だと思いますし、教会員同士では香典返しをしないということも併せて慣習化されていけば、より安定するのではないでしょうか。もっと突っ込んで言うと、例えば香典をもらう必要の無い人は、その受け取った香典を、教会に葬儀基金といったものを作ってプールしておいて、経済的に余裕の無い人の葬儀の際に、司式者やオルガニストの謝儀をそこから出せるような制度を作っておくことなども考えられます。他にも、収入面だけでなく支出面でも工夫の余地はあります。特に、会葬御礼品やお礼状、献花など、あってもなくても葬儀自体に差し障りのないものは、今後省略されるか形を変えていく方向にあるかもしれません。

このように、不安の多い社会情勢ではありますが、家族関係の再構築やコミュニティの助け合いによって、これからの時代を乗り切っていきたいものです。さて前半はここまでですが、何かご質問はありますか？

『死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言』

それでは次の話題に移りたいと思います。まずこちらをお配りしましょう。

資料配布－死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言
（http://www.ccfi.jp/contents/lib/senngenn.html）

先ほどまではどちらかというと、自分が送られる側としての話でしたが、後半は自分が送る側としての話です。お手元にお配りしたのは、「死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言」という文章です。これは2013年の夏に、私を中心とした有志たち、このメンバーは葬儀業界人だけでなく、牧師や僧侶、司法書士や新聞記者など10名ほどでしたが、その有志たちで作成し、当時刊行されていた葬儀業界の代表的な情報誌のひとつ、表現文化社刊行のＳＯＧＩという雑誌に、提案という形で発表したものです。この雑誌の中では宣言文と併せて、背景や各条の解説を掲載しているんですが、まずこの宣言の提案に至った背景について、本誌にまとまった文章があるのでそれを読み上げたいと思います。

”権利宣言文提案の背景

親しい者を亡くし、悲しみに暮れながら葬祭を行う人々の中で、私たちサポーターはその人々に代わってさまざまなことを行います。しかし、どれほど優秀なサポーターであっても、その人に代わることのできない事柄もあります。それは、その人の代わりに心に痛みを覚え、その人の代わりに悲しみ、その人の代わりに涙することです。私たちは悲しむ人に寄り添い支えることはできますが、その人の悲しみを同じように悲しむことはできません。それは、ある人の人生に寄り添い支えることはできても、その人生を代わりに生きることは誰にもできないことと同じだからです。

人や動物が死に、遺された人々が悼み悲しむとき、そして葬祭を行うとき、その人々にとって最良の仲介者となることが、常に「葬儀士」としての私の最大の関心であり目標でした。ただ一人の死者の葬祭にあたる人々の中にも、さまざまな想いや考えをもつ人がいますが、その誰もが自己の悲しみに十分に向き合える環境を整えることが、私たち「葬儀士」の第一の務めだと考えていたからです。

そのため、人々が自由に悲しみ、平和に葬祭を行うために、一人ひとりがもつ権利を明らかにすることは、私にとって重要なことでした。2008年、私設ウェブサイトを開設しようとしていた私は、まず初めにこのことを書こうと考えていました。実践的な知識や技術も大切とはいえ、まずは自分自身が何か迷ったときに、いつでも戻ることのできる基点が必要だと思ったからです。

当時、たとえば全葬連（全日本葬祭業協同組合連合会）のウェブサイトには2007年に制定された「全葬連葬祭サービスガイドライン」が掲示されていました。しかし、これは限られた事業者の中における消費者保護の取り組みという色彩が濃く、私の目指す〈悲しむ人々自身を主体とした普遍的な権利の表明〉という趣旨には副わなかったのです。

そのような折、業務で神戸アドベンチスト病院（ＫＡＨ、神戸市北区）を訪れた私は、そこに掲げられていた「患者様の権利」という宣言に目を惹かれました。その第一条にはこう書かれていました。

《 あなたは、尊厳ある個人として、その生命・身体・人格が尊重されます 》

「あなたは…尊重されます」。誰かが守ってやる、ということなのではなく、一人の人間として尊厳を守られることは、初めからあなた自身がもっている権利なのです、という表現に私は衝撃を受けました。ここにヒントを得た私は、この「患者様の権利」になぞらえて「葬儀に臨む遺族の権利」という文章を執筆し、ウェブサイトへの第一号として掲載しました。

しかし、当時の宣言にはいくつもの大きな課題も残りました。特に重大であったのは、宣言の主体を「遺族」としてしまったことにより、遺族でない悲嘆者が埒外となってしまったこと、また個人である患者と違い、多くの場合集団である遺族の中で、互いの権利の衝突が起こる場合については、十分に取り扱いきれなかったことなどでした。

同じ頃、グリーフケア（サポート）という言葉が日本でも広がりつつありました。しかし一部では支援者側の観念が先行しすぎる、いわゆる「押しつけ型ケア」が行われて問題がより深刻化するなど、発展途上の課題も山積していました。

また、葬祭に関する情報流通量が格段に増加し、選択の自由度は大きく上がりましたが、反面、人々の葬祭に対する価値観も非常に多岐にわたるものとなり、一人の死者の葬祭に対して異なる価値観をもつ人々の間で軋轢が生じることも多くなりました。

さらに身寄りのない死者が増加するなど、葬祭が必ずしも家族や親族の手によって行われるのではないという事情も拡大するなど、近年、葬祭のかたちは非常に幅の広いものへと変わっていきました。

こうしたなか、同じ死別という体験に端を発しながらも、人々の悲しみや葬祭のあり方は個別性の強いものだということが大きく注目されるようになってきました。特に2011年の東日本大震災以降、同じ被災者でも一人ひとり違うそれぞれの心情に丁寧に寄り添うことが大切だという意識が高まりを見せ、支援者の活動として「傾聴」といった言葉も多く聞かれるようになりました。

そのような社会の変化もあり、私たちが共通の認識として悲しむ人の基本的な権利を確認することの重要性は、今ますます高まっているのではないかと思います。そこで、旧宣言文で残った課題の解消と、現在の社会事情への合致を目指し、協力者を得て改めて練り

直した宣言文をここに提案することとなりました。それが「死者を悼み悲しむ人の基本的な権利に関する宣言」です。

ただし、もちろんこれが十全で完成したものであるということではありません。この提案を通し、ぜひとも多くの、また幅広い方々にこの思索に加わっていただき、私たちの社会がよりよく豊かに発展していけるよう、成果を創造し、共有していけることを心から願っています。”

以上です。このように、本宣言は業界人による消費者保護の取り組みと言うことではなく、哀悼や葬祭に特化した人権宣言として作成したものでした。すべての条項を細かくご説明していると時間が足りませんので、ブロック毎にざっと見ていきたいと思います。

まず前文ですが、前後半に別れていまして、前半は先ほどお話ししたような本宣言の趣旨が書かれており、後半はこういった人権問題で陥りがちな、権利を主張し合うあまりに対立が激化するというようなことを避けるようにとの注意が書かれています。

第１条から第４条は、死者に対して哀悼を抱く本人の、内面の自由の保護を謳っています。特に第２条の表現ですが、「あなたに合った悲しみの速さ、強さ、かたち」というのは、悲しみの感情がどのように湧くかとか、それがどう表出されるかということは、一人一人違うことであって、「今」とか「もっと」とか「こうやって」などと他者から強要されることではない、ということです。これは、周囲の人たちは往々にして、自分のそれと違う人に対して悪意無く言ってしまいがちなのですが、それによって本人にとっての適切な受容のプロセスを妨げてしまうことにもなりますので、十分な注意が必要です。

第５条から第７条は、個人としての尊厳の保護を謳っていますが、ご覧のように、このブロックだけその対象として、悲しむ人だけでなくその原因となっている死者も併せて挙げています。これは、悲しむ人の尊厳が守られるためには、まず第一にその原因となる死者の尊厳が守られなかればならないからです。

第８条、第９条は、思想信条の自由の保護を謳っています。これはもちろん、葬祭をする集団に対してということではなく、それに関わる個々人それぞれに対して、ということですから、例えば遺族の中で一人だけでも違う信仰を持つ人がいるならば、その人は周囲に合わせることを強要されるのではなく、その人なりに死者を追悼する場や方法を選択す

る自由を与えられるべきだ、ということです。なお、第１条から第４条と第８条第９条のの内容とは似ているようにも見えますが、前者は悲しみという感情そのものについて言っていて、後者はその感情が生じた上で、拠り所として選択される思想信条について言っているので、少し違います。

第10条から第12条は、各個人が自分にとっての葬祭の方法を、自分の判断で選び取れる権利を謳っています。またその判断の材料となる情報を、自分が必要なだけ得る権利についても併せて謳っています。

第13条から第15条が、強いて言えば消費者保護の取り組みと言える内容ですが、先に申し上げた通り、この宣言自体、業界から消費者に対して「ああしますよ、こうしますよ」というものではないので、例えば葬儀社がどう考えていようと、消費者となったあなたがたにはこういう権利がありますよ、もっと言えば、あなたがたは葬儀社や関連する事業者、例えば火葬場やら墓地やら相続事務やらの事業者も含むわけですが、それらに対して、当然にこういった要求を行っていいんですよ、というものです。

第16条は、本人が何らかの、例えば肉体的・精神的・社会的・経済的などの面で、欠けるところがある場合には、これらの権利を行使するに当たって周囲のサポートを受ける権利があることを謳っています。

ざっくりこういったところですが、もし細かい解説をお読みになりたければ、これ１冊教会に置いておいても構いませんので、ご覧になってください。

さて、余談というか、業界の裏話になってきますが、この発表の後どうなったか、といいますと…結論から言えば、どうもなりませんでした。これは誇張でもなんでもなく、本当に無反応、賛同のみならず反対意見もまったく聞かれず、そっと蓋をされた、というような感じでした。

というのも、葬儀業界も近年は他の業界と同じく価格の下落が進んでおり、特に元々が必要の問題というより気持ちの問題なので、その下げ幅も著しく、反面、消費者の要求の内容は拡大の一途を辿っておりますので、すでにこの業界は斜陽産業に差し掛かっていると、業界内部では認識されているのですが、外部からはそれも見えにくく、新規参入組も

多くて、生き残りをかけた熾烈な競争が進んでいます。そのような状況の中で、こんな精神論を悠長に語っている余裕など無い、というのが大方の胸の内だったのではないか、と見ています。このＳＯＧＩも、葬儀に関する宗教や民俗、倫理や社会問題など幅広い情報を扱う業界唯一と言っていい学術誌的な雑誌だったのですが、近頃では他の、業界の動向や如何にして物やサービスを売るかというビジネス論を中心に取り扱う雑誌類に押されて、とうとう休刊してしまいました。

特に一般の事業者にとっては、宣言の前半は正直自分たちには関わりが薄いこと、要はお金を出す人が身内を取りまとめて、やりたいことを自分たちにオーダーしてくれたらいいのであって、別に家族の中で一人信仰が違う人がいても、それは家族の中で解決してもらえばいい問題だ、と思ったかもしれませんし、第14条や第15条については、事業者としては商品をより多く、より高く売りたいのですから、顧客の抱え込みや高付加価値商品のアピールは基本的な行動なのに、葬儀社を自由に選んでいいですよ、とか、ひとつひとつの商品がその人にとって本当に必要か丁寧に分かるように説明する、とか、そんなことは自分たちの利益にならないじゃないか、と思ったかもしれません。

じゃあ、一般業者じゃなかったらどうか、というと同じことで、特定の宗教の葬儀専門を謳っている事業者などからも、やっぱり無反応でした。こちらは一般業者と違って、宣言の後ろの方はいいんだけど、逆に第８条や第９条が引っかかってくるわけです。例えばキリスト教であれば、昭和の中頃まではよく言われた、世間で選択される葬儀の多くが仏教式で、本人がクリスチャンなのにキリスト教葬儀がやりにくい、なんていう時代であれば喜んで飛びついたかもしれまえんが、いざクリスチャンが普通にキリスト教で葬儀を行うようになった今では、逆に遺族が「いや、自分は仏式でやりたいんだ」なんて言ったときには、「そんなこと許されませんよ」ぐらいの勢いで反発することもあるわけです。

「葬儀は伝道だ！」なんて事も無げに言ってしまう業者も多くて、これはそういったほうが教会でウケるから、という事情もあるのですが、私の主義としては、そりゃ葬儀が結果として伝道に結びつくならばそれは素晴らしいことだけれども、葬儀の目的はあくまで葬りであって、伝道が目的化してしまっては根本の意味を成さないものだ、と思っています。葬儀は宗教上も重要な行為ですけれど、べつに宗教のために葬儀があるわけではないのです。東日本大震災の折も、多くの宗教者が現地に入ったんですけれど、中には恥ずかしげも無く、というか本人的には強い熱意を持って、「これは伝道のチャンスだ！」なん

て言ってしまう人もいて、提案の背景で触れた「押しつけ方ケア」、被災者自身が望まないのに宗教やら哲学やらを打って、余計に相手を傷つけてしまうというような問題もまま見られたんですね。このＳＯＧＩの編集長であった碑文谷創さんという人も、この人もクリスチャンで、親兄弟も牧師、っていう人ですけど、こういう一部の宗教者の勝手な言い分を、「スケベ根性」、つまりは表向きは相手に優しくしているように見えるけど、自分のことしか考えていない下心だ、とまで言って憤慨しておりました。

まあ少し脱線しましたが、そうしたように、事業者にとってはこれを良しとしてしまってはリスクもあるし、さりとて、モノが人権問題と言われている上に、当時は業界内でも一定の権威を認められていた雑誌で取り上げられた以上、正面切って反発したら心証も悪いだろうし、これは触らず無かったことにしておこう…といったところだったのではないでしょうか。ネットなどで交流がある人からも、「個人的には宣言の内容は当然のことと思った」という反応がわずかにはあったのですが、それも匿名だから書ける、といったようなところがありました。

ということで、この活動もまだまだ道半ば、というか始まったばかりですが、こうしてご紹介できる機会をいただいたことに感謝しております。では、何かご質問などございましたらどうぞ。